

2025年度 家庭的保育者研修

保育所保育指針及び
幼保連携型認定こども園,教育・保育要領
から学ぶ保育の基本



東京立正短期大学
現代コミュニケーション学科
幼児教育専攻・専攻科
非常勤講師 村山久美

保育所保育指針及び 幼保連携型認定こども園,教育・保育要領 から学ぶ保育の基本

(60分)

- (1)養護と教育の一体性
- (2)環境を通して行う保育
- (3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育
- (4)保護者との連携、子育て支援
- (5)保育者の倫理

(1)養護と教育の一体性

保育の場では昼寝、食事、衣類の着脱、休息など生活的な側面が多い。

長時間の生活をするため、家庭的な雰囲気や受容、信頼、愛情などの情緒の安定が重要と考えられている。

保育所保育指針ではこれらを特に「養護」と呼ぶ。

「教育」とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助であり、5領域から構成されている。

「教育」「生命の保持」「情緒の安定」に関わる保育内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連をもちながら、総合的に展開されるもの」であるとしている。

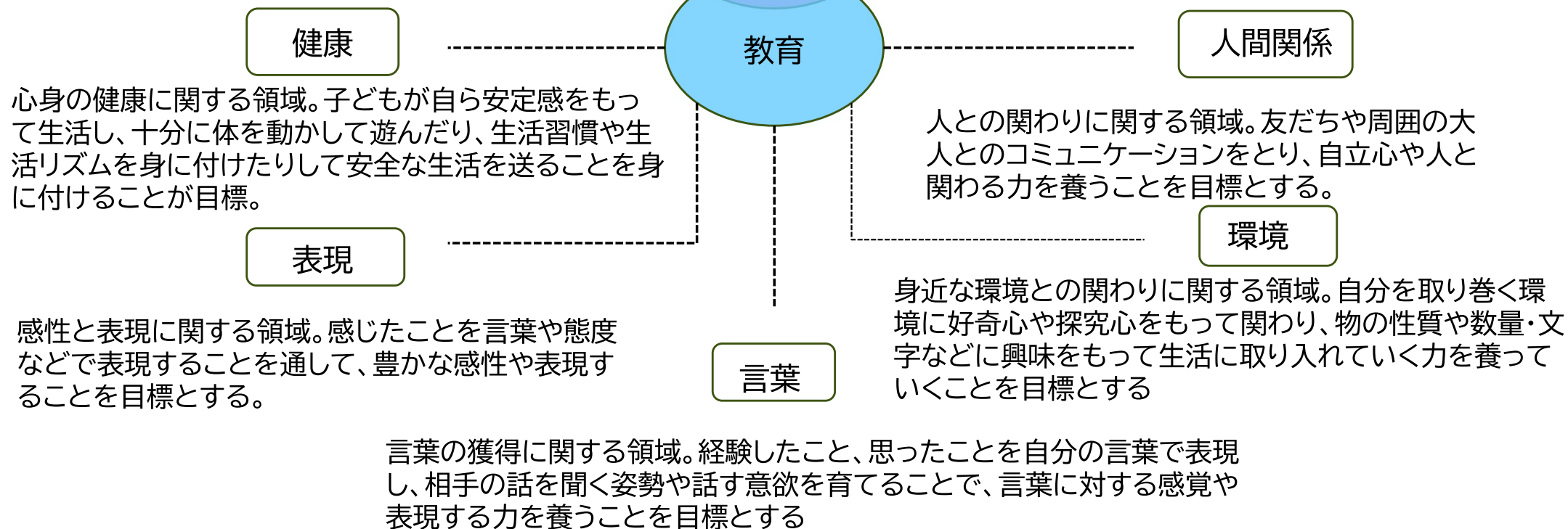


生命の保持

子どもの健康と安全をしっかり守ること。保育者は一人ひとりの子どもが快適に、また健康で安全に過ごし、生理的欲求が満たされるようにすること。そして健康な体をつくるための活動も行っていく。

情緒の安定

子どもの心の安定を図ること。あるがままの子どもの姿、子どもの心を温かく受け止め、共感しながら、信頼関係を築いていくことが基本となる。



(1)養護と教育の一体性

「養護」と「教育」が一体的なものであり、分離できないものであることがよくわかる。

〈エピソード〉

子どもは午睡を楽しみにし、保育者は意図的な教育場面としてとらえるような演出をもっと考えてみてもいいのではないだろうか。もちろんどの保育所でもやっていると思うが、もっとも効果的なのは〈おはなし〉である。

それもおざなりに「何か一つ読んであげるからさっさと寝なさい」ではなく、この時のお話が保育のメイン・イベントとなるくらい、本腰を入れて取り組むのである。

(略)

子どもはおとなしくじっとして、目まで閉じているから集中して聞き、頭の中にそのイメージを広げていく。眠りに入る前はなかばファンタジーの世界に入るもんが開いているようなものだから、おとぎ話にはうってつけである。自分もその政界に仲間入りをし、その余韻を楽しみながら眠りに入る。

お話の時間を子どもと保育者が心から楽しんで共用したとき、両者との間に深いつながりができ、おひるねをまったく嫌がらなくなったのだ。

それだけでなく、他の分野でも、ことがスムーズに運ばれ、とても気持ちよく過ごせたのである。

数々のお話の内容が、子どもの心を豊かにしたのと同時に、お話をしてもらうという状況が保育者への甘えを満たし、良い関係が保たれたのではないかと思っている。

(1)養護と教育の一体性

「養護」と「教育」が一体となった営みに対してわが国では長い間「保育」という用語が使われている。

国際的にも幼児期の教育は

”early childhood care and education”

という用語が用いられている。

わが国ではこの”care”を”養護”と訳し、それは”生命の保持”と”情緒の安定”が中心となる、としている。

しかし、本来的にケアは限定的な意味よりも

①ケアする相手に対して深い関心を示し、相手のことを理解し、受容すること

②相手に対して細やかに心を砕いてかかわること

③ケアする人もケアされる人へのケアリングを通して、自分がケアされること、すなわち相手を育むことで自分自身が育ち、自己実現が果たされることになる
としている。



(2)環境を通して行う保育

「環境を通しての保育」は保育の原則である。
子どもを取り巻くすべてのものを「環境」としてとらえる。
子どもにとって取り巻いている「環境」は成長していく上でとても重要である。特に言葉を話せない乳児では、環境が大きく影響する。
乳児がゆったり遊んだり、午睡できるような環境があるか、散歩に行ったり、自然に触れられるような配慮がなされているかどうか、個々の乳児に応じてふさわしい環境を考えていく必要がある。
幼児の保育においてもその原則は変わらない。



(2)環境を通して行う保育

保育・教育の大きな特色のひとつは、子どもの主体性や自発性を基盤として、遊びを通して、子どもを育てようとするところにある。

子どもの主体性と自発性を認めつつ、遊びを通して子どもが成長していくためには、保育者がねらいや願いを環境に織り込むことが必要になる。そのためには、子どもを理解し、子どもたちの遊びの様子によって環境を構成していくという保育者の専門性が問われる。

保育者が子どもに一律に同じことをさせるのではなく、ただ自由に遊ばせておけばよいということでもない。

子どもがやりたくなる環境をどのように保育のなかに織り込んでいくかにある。



(2)環境を通して行う保育

- ①自然に対して興味関心を深める
- ②体を動かすことが好きになる
- ③絵を描いたり、廃材などを使った造形的な遊びが日常的に 起こる
- ④歌うことや踊ること、また楽器に触れることを楽しむ
- ⑤友だち関係を築いていったり、関係が広がったりしていく

左に示しているような子どもの遊びが起こるためにはどのような環境を用意すればいいだろうか。多様な環境があれば、子どもは自らやってみようとする。多様で豊かな活動が起こるなかで、一人ひとりの子どもが自然に触れたり、体を動かすことが好きになっていけば、みんなで一緒に活動しようという場合でも、抵抗なく自発的にみんなと一緒に活動することができるようになっていく。個々の子どもの気持ちが動くような環境を探っていくなかで保育者のねらいや願いを実現させていくことが、保育・教育の大きな特色である。

(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

子どもの発達過程は社会に適応していくための生きる力の基礎を獲得していく過程である。

この時期の発達は、部分的なものではなく、身体性や精神性の育ちもすべてが連動し、昨日・今日・明日と連続して育っていく過程そのものである。

「1歳になったからこれができるようになる」というものではない。

最初の36か月は特に大人との関係性が重要となる。大人との関係性が軸になり、あらゆる生活活動に多様な影響を及ぼしていることを理解することが大切となる。



(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

子どもにかかわる大人は、子どもが目覚めたら「おはよう」と目を見て声をかける。

子どもは大人の笑顔を見るという心地よさから、心の交流が生まれ、情動交流を育てる。

保育者は笑顔が大切である。

子どもが安心できること、「もっと自分のことを見てほしい」という子どもの輝きが大切である。

話すことはできなくても、身体中を使って人を求めるとき、そこに情動交流、人との心地よい心の通い合いが芽生える。

保育者のはたらきかけによって、人として必要な力が育っていく。



(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

次頁の表1に示す①～④は子どもが生活や遊びで体験している内容である。

「養護と教育が一体となって展開される」と「保育所保育指針」(平成29年告示)には記載されているが、あらゆる活動には内面的な育ちがある。

一つの活動には多様な体験が含まれている。

月齢や年齢、発達過程によって子どもの育ち、活動内容は変化していく、

大切なことは「ただ触っている」のではなく、「いたずら」でもない。保育者は一つひとつの活動に重要な学びがあり、その内面的な育ちの意味を感じることが重要である。



ぽつとん遊び

表1 子どもが生活や遊びで体験していること

①人との関係を育てる

人とかかわる
身ぶりや言葉で伝える
音に気づく
聞く、反応する
言葉を楽しむ
人や物を見る
真似る

②社会に適応する

自分を知り他者を知る
自分が大事な存在だと知っている
自分がすることに自信がもてる
感情を伝える
感情を抑える

③興味・関心をもつ

手に持とうとする
触る
五感がはたらく
遊びに夢中になる

④情緒が安定し、身体性が育つ

人との情動交流が生まれる
愛着をもつ
全身の運動機能が育つ
手指の操作性が育つ

(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

保育所保育指針第1章1(3)オ

子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

保育の中心は「遊び」である。

保育所保育指針にも「遊び」を通した保育について上記のように記載されている。

子どもはさまざまな遊びを通して、子どもが発達、成長していくということがわかる。

(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

遊びの発達論としては、アメリカの発達心理学者パーテン(Parten,MB)の遊びの分類・発達がよく知られている。

子どもの人間関係の広がりを経団行動における子どもの行動、遊びの形態の変化としてとらえ、6つに分類してモデル化している。(次頁)



パーテンの遊びの発達

①ぶらぶらした行動	周囲を見回したり、歩き回ったりしている
②傍観遊び	ほかの子どもが遊んでいるのを見て、質問したり、遊びに口出ししたりするが、遊びには加わらない
③ひとり遊び	ほかの子どもたちと関係をもとうとせず、ひとりで、自分だけの遊びに熱中する
④平行遊び	同じような遊びをしているが、相互に干渉はしない
⑤連合遊び	ほかの子どもといっしょに、ひとつの遊びをし、おもちゃの貸し借りが見られるが、分業などは見られず、組織化されていない
⑥協同遊び	何かをつくるなど、ある一定の目的のために、いっしょに遊び、役割分担や組織化がなされ、リーダーの役割を取る子どもが現れる

(3)生活の連続性、発達の連続性を重視した保育

子どもの遊びは、年齢があがるにつれて、集団での遊びが中心になっていく。この「集団遊び」は、子どもの人間関係の発達、社会性が育つうえで大きな意義があると考えられている。



(4)保護者との連携、子育て支援

少子化に伴い、子どもと触れ合った経験がないまま親となり、子どもとのかかわり方がわからない親が増えている。
また核家族化等に伴い、祖父母等からの支援を受けられないケースも増えている。

地域と子育て家庭のつながりも希薄になり、身近に相談できる人がいない、子どもを見守ってくれる人がいない、という状況がある。

このような中、保護者は子育てに自信をもてなかったり、社会からの孤立感を感じたりして、育児不安を感じることもある。いらする気持ちを抑えられず、虐待が行われる可能性もある。
そこで、保育士、家庭的保育者などの子育てや保育の知識、技術をもつ保育者による保護者支援の必要性が高まっている。



(4)保護者との連携、子育て支援

2001(平成13)年「児童福祉法」改正において、保育士は「保育」及び「保育に関する保護者に対する指導(保育指導)」を行うことを業とすることが定められた。

保育者は保育を行う「ケアワーク」に加え「ソーシャルワーク」的機能の役割をもつことが明確にされた。

保育者がソーシャルワーク的ななかかわりを通じて保護者の子育て支援を行うことは、保護者の養育力を高め、保護者と子どもの関係性を深めるために重要な役割をもつことを心にとめておきたい。



(4)保護者との連携、子育て支援

保育所保育指針(平成29年告示)「第4章 子育て支援」には、保育所が子どもの健やかな育ちを実践することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する「子育てを自ら実践する力」の向上に資することが必要だと述べられている。



第4章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1)保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること。

(2)子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

(5)保育者の倫理

医療、社会福祉、教育、臨床心理などの対人援助の専門職は、専門的な知識や技術とともに、その専門職における倫理や価値を持つことが求められる。

専門職の価値は専門職が大切にしている信念の集まりであり、援助を方向付けるものである。

専門職の倫理とは価値を実現するための義務や規範の集まりであり、専門職としての望ましい行動・正しいとされる行動である。



「全国保育士倫理綱領」と保育者の職業倫理

保育所で子どもの保育に携わる保育士の団体である全国保育士会は、保育士の専門性の向上を目指して研修の機会を設けるとともに、2003年には全国保育協議会と協力して「全国保育士会倫理綱領」を策定した。

「全国保育士会倫理綱領」は保育士一人ひとりの行動規範と全国保育士会として社会に果たすべき役割を明示している。

子どもは愛情豊かに育てられるべき存在であるとともに自ら伸びていく可能性を持つ存在であるにとらえ『保育所保育指針』で示す倫理観に裏付けられた専門知識、技術と判断という保育士の専門性を駆使して「子どもの育ち」を支え、「保護者の子育て」を支え、「子どもと子育てにやさしい社会」を構築すると謳っている。



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

(子どもの最善の利益の尊重)

(子どもの発達保障)

(保護者との協力)

(プライバシーの保護)

(チームワークと自己評価)

(利用者の代弁)

(地域の子育て支援)

(専門職としての責務)



参考文献

- 森上史朗・小林紀子・若月芳浩『最新保育講座1 第3版 保育原理』ミネルヴァ書房、2015
- 大豆生田啓友・渡辺英則・森上史朗『最新保育講座6 保育方法・指導法』ミネルヴァ書房、2015
- 中島常安・清水玲子編著『事例からみえる子どもの育ちと保育～保育・教職実践演習のために～』同文書院、2015
- 公益社団法人 全国保育サービス協会 監修『家庭訪問保育の理論と実際』中央法規、2020

ご清聴
ありがとうございました

